

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		保養施設の利用承認
根拠法令及び条項		新座市国民健康保険保養施設利用規則第3条第1項 被保険者は、保養施設を利用しようとするときは、保養施設利用申込書を市長に提出し、利用の承認を受けるものとする。
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保健事業係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は許可しない。 (1) 施設内の器物を損傷するおそれがあると認められるとき。 (2) 利用券を他人に譲渡するおそれがあると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)